

令和5年度通常総会 【第11回総会】

日時

令和5年7月23日(日)15:30～

ZOOM システム利用による会議

特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネット

滋賀県甲賀市水口町虫生野 1112-2 アクシス鍼灸院内

令和5年度特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネット通常総会
【第11回】

《総会次第》

1. 開会の言葉

理事 浜野浩一

2. 理事長あいさつ

理事長 日比泰広

3. 議長選出

議長 日比泰広

4. 出席者数確認

会員数	<u>31</u>	名
本人出席者	<u>5</u>	名
委任状	<u>11</u>	名

5. 議事録署名人選出

議事録署名人 浜野浩一
森岡正和

6. 議案審議

- ・第1号議案 令和4年度事業報告
- ・第2号議案 令和4年度決算
- ・第3号議案 令和5年度事業計画
- ・第4号議案 令和5年度予算
- ・第5号議案 その他の議案
 - ① 会費納入システム(ネット決済)について
 - ② 災害活動データベース製作報告
 - ③ 災害医学会参加について
 - ④ 研修事業について
 - ⑤ 会員からの意見、等

7. 議長解任

8. 閉会の言葉

理事 浜野浩一

2023年度（令和5年度）第11回通常総会議事録

令和5年7月23日15時30分～
オンライン会議システムによる開催
記録者 浜野浩一

1. 議長選出

全会一致で日比泰広を選出した。

2 議事録署名人選出

全会一致で浜野浩一を選出した。

3. 資格承認

会員数 31名 本人出席者 5名 委任状 11名

出席者、委任状提出者の総計が会員数の過半数を超したので、本総会は成立した。

4. 議案

① 第1号議案 令和4年度事業報告

日比泰広理事長より令和4年度事業報告について別紙事業報告に基づき説明があり、全会一致で承認された。

② 第2号議案 令和4年度決算

日比泰広理事長より令和4年度決算および監査報告について、別紙活動計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書の通り報告があり、全会一致で承認された。

③ 第3号議案 令和5年度事業計画

日比泰広理事長より別紙令和5年度事業計画に基づき説明があり、全会一致で承認された。

④ 第4号議案 令和5年度予算

日比泰広理事長より別紙正味財産増減予算案に基づき説明があり、全会一致で承認された。浜野浩一理事より、令和4年度予算・前期繰越正味財産額の記載不備について指摘があり、修正を行った。

⑤ 第5号議案 その他の議案

a. 災害活動データベース製作報告

日比泰広理事長より、災害活動データベースについて、令和5年度も引き続き

製作継続する旨説明があった。

b. 災害医学会参加について

日比泰広理事長より、令和6年に開催される災害医学会学術大会への鍼灸ブース参加について説明があった。

c. 研修事業について

日比泰広理事長および浜野浩一理事より、10月1日開催のセーブ・ザ・チルドレン「子どものための心理的応急処置」研修について説明があった。

d. 会員からの意見、等

地元での防災活動への支援をしてもらえるとありがたい。（吉舎定良）

以上をもって本総会における報告および全議案の審議を終了したので、議長は16時30分閉会を宣した。

上記議事の経過の要領およびその結果を明確にするため本議事録を作成し、議長および議事録署名人が次に記名押印する。

令和5年7月23日 特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネット 第11回通常総会

議長 理事長 署名 日比 泰広 印

議事録署名人 署名 浜野 浩一 印

議事録署名人 署名 森岡 正和 印

令和4年度事業報告

研修事業

日時	対象事業	活動名	活動地域	会場
7月17日	研修事業	セミナー「鍼灸院だからできる”新型コロナウイルス感染症流行で疲れた方へのサポートの仕方」開催		(オンライン)
7月28日	外部研修参加	「子どものための心理的応急措置 紹介研修」参加(みやぎ心のケアセンター)		(オンライン)
8月30日	外部研修参加	「寄り添う一歩を学ぶ ボランティア講座 第一回」参加(国分寺市社会福祉協議会)	東京都	(オンライン)
9月8日	外部研修参加	「寄り添う一歩を学ぶ ボランティア講座 第二回」参加(国分寺市社会福祉協議会)	東京都	(オンライン)
10月16日	研修事業	セミナー「森の式漢方小児はり」開催	京都府	京都テルサ
10月23日	外部研修参加	「小児鍼臨床」参加(HART関東主催)		(オンライン)
11月6日	外部研修参加	「災害に備える勉強会」参加(国分寺市助産師会)	東京都	(オンライン)
11月13日	研修事業	セミナー「シンプル経絡治療」開催	京都府	京都府鍼灸マッサージ師会会館
12月11日	研修事業	セミナー「実践！ シンプル経絡治療」開催	京都府	ハートピア京都
1月10日	外部研修参加	「防災市民組織リーダー研修」事前確認参加(サイエンスクラフト)	東京都	(オンライン)
1月14日	外部研修参加	「防災市民組織リーダー研修」参加(サイエンスクラフト)	東京都	(オンライン)
2月11日	外部研修参加	「ボランティア・フォーラムTOKYO 2023 分科会・ボランティアのインセンティブって何だ?! 矛盾する二つの言葉「有償・無償ボランティア」を考える。」参加(東京ボランティア・市民活動センター)	東京都	(オンライン)
2月15日	外部研修参加	「防災講演会～災害伝承10年プロジェクト～3.11被災体験から学ぶ」参加(国分寺市防災安全課)	東京都	リオンホール
3月5日	外部研修参加	「“すきさん”の子育て養生」参加(HART関東)		(オンライン)
4月23日	研修事業	セミナー「安全で安心な鍼灸活動のリスク管理」開催	大阪府	履正社国際医療スポーツ専門学校
6月1日	研修事業	研修開催準備(東京ボランティア・市民活動センター)	東京都	(電話)
6月1日	研修事業	研修開催準備(国立オリンピック記念青少年総合センター)	東京都	(電話)
6月2日	研修事業	研修開催準備(国立オリンピック記念青少年総合センター)	東京都	(電話)
6月7日	研修事業	研修開催準備(国立オリンピック記念青少年総合センター)	東京都	(電話)
6月9日	研修事業	研修開催準備(国立オリンピック記念青少年総合センター)	東京都	(電話)
6月10日	研修事業	研修開催準備(国立オリンピック記念青少年総合センター)	東京都	(電話)

災害対策・地域支援事業

日時	対象事業	活動名	活動地域	会場
7月 23日	災害対策事業	国分寺市社会福祉協議会と電話会談	東京都	(電話)
7月 30日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
8月 4日	母子支援事業	性教育講座視察(BOUKENどんどこ)	東京都	国分寺市プレイステーション
8月 17日	災害対策事業	国分寺市健康推進課と電話会談	東京都	(電話)
8月 19日	母子支援事業	国分寺市子ども家庭支援センターと電話会談	東京都	(電話)
8月 23日	母子支援事業	国分寺市子ども家庭支援センターと電話会談	東京都	(電話)
8月 25日	災害対策事業	日本赤十字社東京都支部と電話会談	東京都	(電話)
8月 27日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
8月 31日	災害対策事業	国分寺市健康推進課と会談	東京都	いずみプラザ
8月 31日	災害対策・母子支援事業	国分寺市子ども家庭支援センターと打ち合わせ	東京都	国分寺市子ども家庭支援センター
9月 6日	母子支援事業	国分寺市子ども家庭支援センターと電話会談	東京都	(電話)
9月 17日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
10月 20日	母子支援事業	国分寺市子ども家庭支援センターと電話会談	東京都	(電話)
10月 25日	母子支援事業	国分寺市子ども家庭支援センターと電話会談	東京都	(電話)
9月 17日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
10月 29日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
11月 16日	災害対策事業	国分寺市防災安全課と電話会談	東京都	(電話)
11月 18日	災害対策・母子支援事業	国分寺市子ども家庭支援センターと打ち合わせ	東京都	国分寺市子ども家庭支援センター
11月 21日	災害対策事業	国分寺市防災安全課と電話会談	東京都	(電話)
11月 22日	災害対策・母子支援事業	「災害時の子どもの心と身体ケア」講師(ぶんちっち)	東京都	国分寺市子ども家庭支援センター
11月 26日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
12月 3日	講演	日本鍼灸師会全国大会名古屋大会	名古屋市	ウインクあいち

12月 23日	災害対策事業	国分寺市社会福祉協議会と電話会談	東京都	(電話)
12月 24日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
2月 18日	母子支援事業	「東洋医学的子育てのアイデア」講師(BOUKENどんどこ)	東京都	国分寺市プレイステーション
2月 22日	母子支援事業	国分寺市子ども家庭支援センターと電話会談	東京都	(電話)
2月 25日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
3月 25日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
4月 22日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
4月 28日	災害対策事業	「被災地での鍼灸施術の安全性についての研究」協力(平成帝京大学)	東京都	平成帝京大学
5月 10日	災害対策事業	日本赤十字社東京都支部と会談	東京都	日本赤十字社東京都支部
5月 27日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)
6月 10日	会議参加	全日本鍼灸学会:災害鍼灸パネルディスカッション	神戸市	神戸国際会議場
6月 16日	災害対策事業	国分寺市防災安全課と電話会談	東京都	(電話)
6月 24日	会議参加	日本災害鍼灸マッサージ連絡協議会懇話会	滋賀県	(オンライン)

本部管理事業

日時	対象事業	活動名	活動地域	会場
7月 6日	理事会	総会について	滋賀県	(オンライン)
7月 9日		クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
7月 12日		クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
7月 13日	理事会	総会について	滋賀県	(オンライン)
7月 14日		クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
7月 17日	総会	令和5年度通常総会	滋賀県	(オンライン)
7月 28日	法人管理事業	県に事業報告書提出	滋賀県	滋賀県庁
8月 2日	法人管理事業	法務局提出書類持参	滋賀県	大津地方法務局水口支所
8月 2日	調整会議	甲賀市フードバンクでの支援について	滋賀県	甲賀市水口町「忍」
8月 2日	調整会議	甲賀市フードバンクでの支援について	滋賀県	eこころステーションみなくち
8月 2日		クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
9月 2日		クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
9月 2日	災害対策事業	災害NPOネット幹事会	京都市	きょうとNPOセンター
9月 2日	会議	会費のクレジットカード払いについて	滋賀県	アクシス鍼灸院
9月 2日		クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
9月 10日		クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
9月 21日	会議	甲賀市フードバンクでの支援について	滋賀県	甲賀市まちづくり活動センター
10月 5日	会員事業	クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
10月 6日		クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
10月 8日		クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
10月 10日		クレジット決済打ち合わせ	滋賀県	(オンライン)
10月 17日	法人管理事業	法務局提出書類再提出	滋賀県	大津地方法務局水口支所
11月 13日		研修反省会と次回研修について	京都府	京都府鍼灸マッサージ師会会館

12月 11日	理事会	研修反省会と次回研修について	京都府	ハートピア京都
12月 14日	会議	第29回災害医学会学術集会について	滋賀県	白毫寺
1月 11日	会議	災害NPOネット幹事会	京都市	きょうとNPOセンター
1月 11日	活動	フードバンク母子支援活動	滋賀県	eこころステーションみなくち
2月 8日	会議	滋賀県孤独・孤立対策推進プラットフォーム参加	滋賀県	ピアザ淡海
2月 8日	理事会	令和4年度事業の進捗について	滋賀県	(オンライン)
2月 18日	外部研修	災害NPOネットシンポジウム参加	京都府	(オンライン)
3月 9日 ～ 11日	外部研修	第28回災害医学会学術集会岩手大会	岩手県	マイオス・アイーナいわて
4月 12日	会議	リスク管理研修について	滋賀県	(オンライン)
4月 13日	理事会	研修会、総会について	滋賀県	(オンライン)
4月 15日	活動	フードバンク母子支援活動	滋賀県	eこころステーションみなくち
5月 2日	会議	災害NPOネット幹事会	京都市	きょうとNPOセンター
5月 10日	会議	第29回災害医学会学術集会について	京都市	京都第一赤十字病院
5月 28日	関係団体事業参加	滋賀県鍼灸師会法人設立50周年大会参加	滋賀県	ホテルニューオウミ
5月 29日	理事会	令和4年度事業の進捗と総会について	滋賀県	(オンライン)
6月 4日	関係団体事業参加	京都府鍼灸師会総会	京都市	登録会館
6月 15日	会議	災害NPOネット幹事会	京都市	きょうとNPOセンター
6月 17日	会議	京都府鍼灸師会理事会:災害医学会について	滋賀県	オンライン

法人名： NPO法人鍼灸地域支援ネット

活動計算書

令和4年 7月 1日 ~ 令和5年 6月 30日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	90,000	90,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		0
3. 受取助成金等		
受取補助金	300,000	300,000
4. 事業収益		
研修事業収益	16,000	16,000
事業収入		
5. その他収益		
受取利息	50	
雑収入	1,000	1,050
経常収益計		407,050
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	22,730	
研修費	36,310	
会議費	92,460	
諸謝金	107,748	
旅費交通費	387,355	
消耗品費	15,560	
荷造運賃	1,822	
通信費	78,940	
広告宣伝費(委託業務含む)	291,500	
諸会費	1,375	
雑費	25,709	
その他経費計	1,061,509	
事業費計		1,061,509
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	202,275	
人件費計	202,275	
(2) その他経費		
その他経費計	0	
管理費計		202,275
経常費用計		1,263,784
当期正味財産増減額		△ 856,734
前期繰越正味財産額		3,299,702
次期繰越正味財産額		2,442,968

法人名： NPO法人鍼灸地域支援ネット

貸借対照表

令和5年 6月 30日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,716,067		
流動資産合計		5,716,067	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			5,716,067
II 負債の部			
1. 流動負債			
仮受金	3,273,099		
流動負債合計		3,273,099	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,273,099
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		3,299,702	
当期正味財産増減額		△ 856,734	
正味財産合計			2,442,968
負債及び正味財産合計			5,716,067

法人名： NPO法人鍼灸地域支援ネット

財産目録

令和5年 6月 30日現在

(単位:円)

科 目・摘 要	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	174,763		
湖東信用	3,485,214		
湖東信用	104		
湖東信用	700,119		
ゆうちょ銀行(募金用)	753,577		
ゆうちょ銀行	100,256		
県信用組合	501,022		
近畿労働金庫	1,012		
流動資産合計		5,716,067	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			5,716,067
II 負債の部			
1. 流動負債			
仮受金(理事長)	3,273,099		
流動負債合計		3,273,099	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,273,099
正味財産			2,442,968

監 査 報 告 書

令和 5 年 7 月 12 日

特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネット

理事長 日比泰広 様

監事 中村憲司 印

私は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネットの 2022 年度（2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで）の事業報告及び計算書類（財産目録、貸借対照表及び活動計算書）について監査を行った。

私は、財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私は、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネットの 2023 年 6 月 30 日をもって終了する事業年度の業務執行の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以上

令和5年度事業計画

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・今年度は、定款第5条①鍼灸師・あま指師の学術向上を目的とした事業を柱にした活動を行う。
- ・前年度より継続している事業がさらに充実したものになるよう外への訴求に注力する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	A)当該事業の実施予定日時 B)当該事業の実施予定場所 C)従事者の予定のべ人数	D)受益対象者の範囲 E)予定のべ人数	事業費の予算額
1. 鍼灸師・あま指師による地域支援を向上するための事業	大規模災害の被災者に対する鍼灸・マッサージによる健康支援活動	A)未定 B)未定(避難所等) C)のべ20名の鍼灸・あま指師	D)避難所等の住人、等 E)のべ約300人	20,000円
2. 鍼灸師・あま指師の学術向上を目的とする事業	①鍼灸師・あま指師のための傾聴研修 ②鍼灸師・あま指師のための学術研修	A) ①サイコロジカル・ファースト・エイド研修 年度内に1回以上開催(1回目10/1開催予定) ②鍼灸安全管理研修 7/23(榎田先生:総会前研修) ③臨床学術研修(未定) ④その他の研修(未定) B)①②③④は東京都もしくは京都府にて開催予定 C)①②③④ともに3人以上	D)鍼灸師・あま指師 E)のべ約100人	200,050円
3. 地域社会のために鍼灸・あま指と他業種の連携を促進する事業	①災害対策研修 ②地域保健・医療・福祉分野との連携のための事業 ③災害医学会参加事業	A)①未定 ②未定 ③2月22日~24日 B)①都道府県の鍼灸業団 ②鍼灸統括団体、等 ③みやこめっせ(京都市) C)①3人②3人③10人	D)①一般市民 ②鍼灸師 ③上記以外 E)不詳	600,000円
3. 地域社会のために鍼灸・あま指と他業種の連携を促進する事業	災害情報共有のためのITツール作成	A)随時 B)滋賀県本部、他 C)5人	D)災害支援に従事する支援者 E)不詳	100,000円
4. 地域支援をする鍼灸師・あま指師への情報発信と交流のための事業	①ホームページ管理 ②メルマガ発行 ③ノベルティ制作	A)①随時②隔月(奇数月) B)本部事務所、他 C)10名	D)会員・賛助者、他 E)不詳	53,000円
5. その他目的を達成するために必要な事業	①助成金実務(申請・報告・精算)等 ②理事会 ③総会	A)①月2日程度 ②年3回程度③年1回 B)①本部にて ②③オンライン等 C)①12人、②理事③会員	D)不詳 E)不詳	30,000円

事業予算額 合計 1000,050円

令和5年度 正味財産増減予算

収益の部

項 目	令和5年度予算(A)	令和4年度予算(B)	令和4年度決算	予算増減額(A-B)	備考
I 経常収益					
受取会費	90,000	48,000	90,000	42,000	
正会員受取会費	90,000	48,000	90,000		
賛助会員受取会費					
受取寄付金		20,000	0	△ 10,000	
受取寄付金	100,000	20,000	0		
受取助成金等	50,000	50,000	300,000		
受取助成金		50,000	300,000		
業務委託			0		
事業収益	80,000	80,000	16,000		
研修事業収益	70,000	80,000	16,000		
鍼灸事業収益	10,000		0		
その他収益	50	200,051	1,050	△ 200,001	
受取利息	50	51	51		
雑収益(給付金)	0	200,000	1,000		
経常収益計	320,050	398,051	407,050	△ 368,001	

支出の部

II 経常費用	令和5年度予算(A)	令和4年度予算(B)	令和4年度決算	予算増減額(A-B)	備考
事業費			0		
(1)人件費					
給与手当					
福利厚生費					
(2)その他経費	1,000,050	890,300	1,061,509	109,750	
印刷製本費	20,000	30,000	22,730		
器具什器	50,000	0	0		
研修費	162,050	30,000	36,310		
会議費	50,000	30,000	92,460		
諸謝金	100,000	200,000	107,748		
旅費交通費	70,000	50,000	387,355		
消耗品費	30,000	30,000	15,560		
支払手数料	5,000	5,000	5,521		
荷造運賃	15,000	15,000	1,822		
通信費	85,000	85,000	78,940		
広告宣伝費	60,000	60,000	0		
委託費	100,000	250,000	291,500		
租税公課	3,000	300	15,315		
諸会費	150,000	5,000	1,375		
雑費	100,000	100,000	4,873		
管理費					
(1)人件費	250,000	250,000	202,275	0	
給与手当	250,000	250,000	202,275		
法定福利費					
経常費用計	1,250,050	1,140,300	1,263,784	109,750	
当期正味財産増減額	△ 930,000	△ 542,249	△ 856,734		
前期繰越正味財産額	2,442,968	172,417	3,299,702		
次期繰越正味財産額	1,512,968	△ 369,832	2,442,968		

特定非営利活動法人 鍼灸地域支援ネット

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県甲賀市水口町虫生野 1112-2 アクシス鍼灸院に置く。

第2章 目的

第3条 この法人は、はり師・きゆう師（以降鍼灸師と表記）及びあん摩マツサージ指圧師（以降あま指師と表記）がはりきゆう（以降鍼灸と表記）・あん摩マツサージ指圧（以降あま指と表記）業務を通じて地域社会に貢献することを目的とし、また、その情報交換と、相互支援、資質向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 鍼灸・あま指による地域支援を向上するための事業
- ② 鍼灸師・あま指師の学術向上を目的とする事業
- ③ 地域社会のために鍼灸・あま指と他業種の連携を促進する事業
- ④ 地域支援をする鍼灸師・あま指師への情報発信と交流のための事業
- ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を執行する。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為

又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は前条第2項3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

らない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関らず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したもの

に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	日比 泰広
理事	浜野 浩一
理事	嶺 聡一郎
監事	中村 憲司
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員入会金 2,000円

正会員会費（年間） 3,000円

賛助会員入会金 一口2,000円（一口以上）

賛助会員会費（年間） 一口3,000円（一口以上）